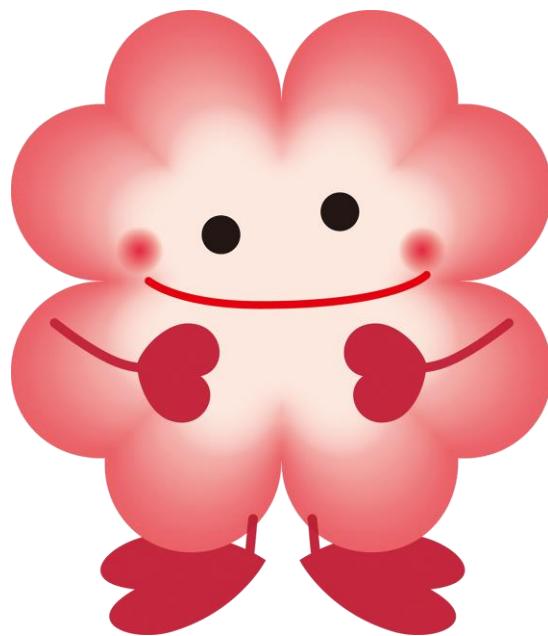


# 令和 6 年度

# 歳末援護金

## 申請ガイド



朝霞市社協マスコット

アーシャ♥るくるん

### 目 次

- 令和 6 年度歳末援護金交付事業実施要領 ..... p. 1
- 申請から報告までの流れ ..... p. 4
- Q & A ..... p. 5
- 岁末援護金交付要綱 ..... p. 6
- 提出前の最終チェックリスト ..... 裏表紙

別添 提出書類一式

# 令和6年度歳末援護金交付事業実施要領

## I. 趣旨

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となって行う活動に対して、歳末たすけあい募金を活用して、本会の予算の範囲内で助成金を交付します。

## 2. 対象事業

福祉活動を実践している団体が行う地域福祉の推進を目的とした事業

<対象になるものの例>

■地域住民が参加できる活動

◇ふれあい・いきいきサロンの年末年始の行事

◇講演会、講習会等、地域住民の福祉活動参加推進のための交流事業 など

■防災に関連する事業

◇自治会・町内会が行う防災訓練 など

<対象にならないものの例>

◇ボランティアだけの懇談会経費 ◇人件費などの経常経費 ◇領収書で確認できない経費 など

## 3. 対象となる団体

以下の全ての要件を満たす団体

・主な構成員が朝霞市民 ・主に朝霞市内で活動していること ・原則1年以上の活動実績があること

## 4. 事業対象期間

令和6年11月1日(金)～令和7年2月28日(金)の期間における実施事業

## 5. 助成基準額

10,000円(上限金額)

## 6. 申請期間・交付決定時期

申請期間:令和6年9月2日(月)～10月31日(木) ※日曜日・祝日は郵送受付のみ

決定時期:審査後、**申請した月の翌月下旬まで**に交付(不交付)決定通知書を送付

## 7. 申請書類

- ①歳末援護金配分申請書(様式第1号)
- ②予算書
- ③振込先金融機関の通帳コピー(口座番号・口座名義人・銀行名・支店名が掲載されているページ)  
(社協ホームページからダウンロードする場合)

社会福祉法人  
朝霞市社会福祉協議会

文字サイズ 小 中 大 トップ 朝霞市社会協議会について サイトマップ 検索

子ども

本会ホームページ

「補助金・助成金情報」のページから  
ダウンロードできます。

QRコード

くらし・相談

小地域福祉活動支援ネットワーク  
ふれあい・いきいきサロン  
移送サービス  
ホームクリーニング  
福祉機器等の貸出し  
福祉車両の貸出し  
出前講座  
補助金・助成金情報  
ふれあいサービス

## 8. 申請方法

提出書類に必要事項を明記の上、原則来所での提出をお願いします。

郵送での提出も可能ですが、書類に不備があった場合は交付が遅れることがあります。

また金額の訂正は訂正印、もしくは申請者のサインが必要となります。

## 9. 報告期間・報告書類

報告期間:**事業終了後1ヶ月以内**

### 提出書類

- ①歳末援護金事業報告書(様式第3号)
- ②領収書の写し
- ③歳末援護金が交付された事業と分かるもの

(例)「朝霞市社協歳末援護金交付事業」と記載されたチラシや配布物

「朝霞市社協歳末援護金交付事業」と記載された掲示物の写真など

※①歳末援護金事業報告書は、交付決定時にお送りします。



## I 0.助成結果の公表について

この助成金は、地域の皆様からいただいた歳末たすけあい募金を財源としています。

歳末たすけあい募金が身近な地域で使われていること、また、どのように活用されているかを周知するために、助成を受けた団体を社協の広報媒体（広報紙、ホームページ、SNSなど）で公表しています。

また、社協の職員が訪問し、事業の様子を写真撮影させていただく場合がありますので、可能な範囲でご協力ください。

## I I.留意点

### 1.事業を中止、または規模を縮小する場合

申請した事業が事情により中止、または規模を縮小して開催し、支出額より助成金の交付額が上回った場合（余剰金が発生した場合）は、助成金の返還手続きが必要となります。

### 2.事業の内容を変更する場合

**申請した事業内容を変更する場合は事前に社協へご連絡ください。**

助成金の交付は申請した事業内容について審査を行い決定しています。事業内容を変更する場合は、再度申請手続きが必要となります。

**※事前連絡なく事業を変更して実施した場合、助成金の返還対象となる場合がありますので、ご注意ください。**

### 3.飲食を提供する場合

飲食を提供する場合（お弁当の配布、お菓子のプレゼントなど）、**飲食代合計金額の1/3は各団体の運営費、または参加費等から支出するようお願いします。**

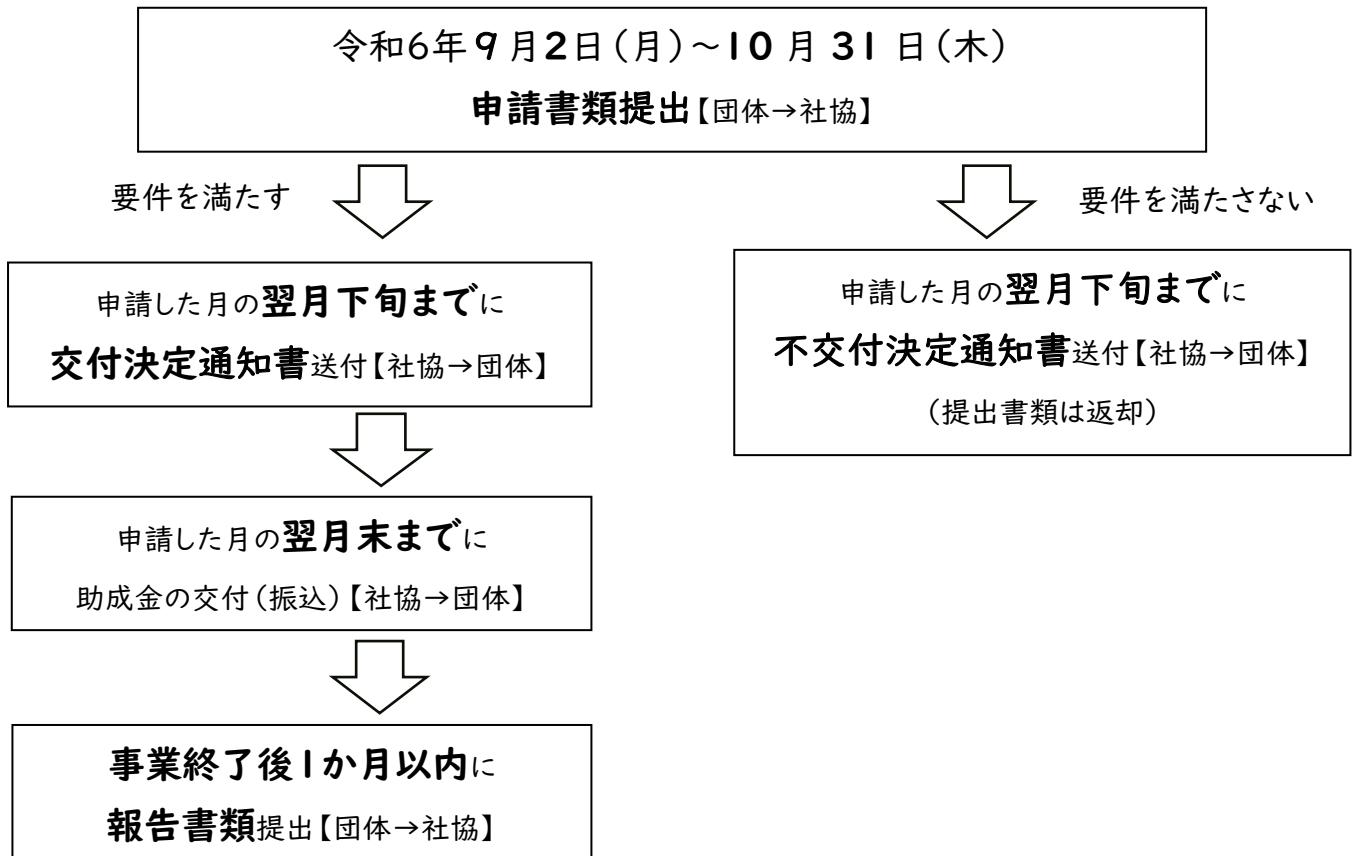
《例》

収入		支出	
1.歳末援護金（社協）	10,000 円	1.茶菓子代	6,000 円
2.団体運営費より	1,500 円	2.会場使用料	2,000 円
3.参加費	1,500 円	3.景品代	5,000 円
合計	13,000 円	合計	13,000 円

□飲食代合計金額（6,000 円）の 1/3 の金額（2,000 円）は会費（運営費）、参加費等で賄う。

**※景品代に飲食物が含まれている場合は、飲食代合計金額に含める。**

# 申請から報告までの流れ



【例】12/15に実施する事業について、10/10に申請書類を提出した場合

- ①11月下旬までに交付決定通知書送付【社協→団体】
- ②11月末までに歳末援護金を交付(振込)【社協→団体】
- ③1/15までに報告書類を提出【団体→社協】

## 令和6年度 年間スケジュール

令和6年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					申請期間(9/2～10/31)							
					←	→						
							対象となる事業の期間(11/1～2/28)					
							←	→				
								報告期間(事業終了後1か月以内)				
								←	→			

# Q&A

## I. 飲食代の一部負担について (参照:p.3)

**Q. 峰末援護金を用いて飲食を提供する場合(お弁当の配布、お菓子のプレゼント、懇談会の軽食等)**

**飲食代合計金額の1/3は、各団体の運営費または参加費等から支出するのはなぜですか?**

A. 峰末援護金は、峰末たすけあい募金を主な財源としています。募金の趣旨に賛同し、皆さまからご協力していただいている大切な募金です。多様な福祉活動を支援する社協の立場から、募金の使途として峰末援護金を全額飲食代として用いることは適切ではないと判断致しました。

## 2. 助成金の返還 (参照:p.3)

**Q. 事業を実施した結果、予定より支出額が低くなり、「支出額」が「助成金交付額」を下回りました。**

**助成金の返還は必要ですか?**

A. 返還が必要となりますので、社協へご連絡をお願いします。

«例 1» 【収入】社協助成金(峰末援護金): 10,000円

【支出】講師謝金: 8,000 円

【返還】2,000 円

«例 2» 【収入】社協助成金(峰末援護金): 10,000円

【支出】講師謝金: 5,000 円、茶菓子代(飲食代): 3,000 円

【返還】3,000 円

※飲食代の 1/3 は団体からの支出となるので、返還金は 3,000 円となります。

**Q. 助成金の交付が決まった後、もし事業を中止することになった場合は、どうすれば良いですか?**

A. 助成金の返還が必要となりますので、社協へご連絡をお願いします。

ただし、準備等で既に支出済みの経費がある場合、その分を返還する必要はありません。

«例» 【収入】社協助成金(峰末援護金): 10,000円

【支出】チラシ代: 2,000 円 ⇒ 支出後事業中止

【返還】8,000 円

# 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 峴末援護金交付要綱

平成26年10月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、峸末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となって行う活動に対し峸末援護金（以下「援護金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (対象及び援護金額)

第2条 援護金の対象となる活動については、地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している団体が行う事業であり、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 主な構成員が朝霞市民であること
- (2) 主に朝霞市内で活動していること
- (3) 原則1年以上の活動実績があること

2 援護金については、毎年度ごと予算の範囲内において交付する。

## (援護金の交付申請)

第3条 援護金の交付を受けようとするときは、峸末援護金配分申請書（様式第1号）を本会会长の定める期日までに提出しなければならない。

## (交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、援護金の交付を決定し、峸末援護金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

## (補助金の交付)

第5条 会長は、4条の申請に基づき補助金を交付するものとする。

## (実績報告)

第6条 この要綱に基づいて援護金の交付を受けた福祉団体は、事業終了後1ヶ月以内に事業報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

## (交付の取消)

第7条 この要綱の定めるところにより援護金の交付を受けた団体は、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

2 会長は、前項に違反した場合及び偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた団体があると認めたときは、第6条により交付した額の全部又は、一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 提出前の最終チェックリスト

✓	対象団体
	主な構成員が朝霞市民ですか？
	主に朝霞市内で活動していますか？
	活動実績が1年以上ありますか？
✓	提出書類
	予算書は添付されていますか？
	通帳のコピー（振込先、口座名義人等がわかる箇所）は、添付されていますか？
✓	提出書類の内容
	申請金額は、10,000円以内ですか？
	予算書は、「収入の合計」＝「支出の合計」になっていますか？
	「支出合計」≥「交付申請額」になっていますか？

### お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）

TEL:048(486)2485【直通】 FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



公式ホームページ